

三田市行政改革推進会議における会議録の取り扱いについて（案）

行政改革推進会議の会議録について、次のとおり取り扱うこととします。

- 1 下記の事項を記載した会議録を作成します。
 - (1) 会議の名称
 - (2) 開催日時及び場所
 - (3) 出席委員、欠席委員の氏名
 - (4) 事務局職員の氏名
 - (5) 傍聴者の人数
 - (6) 議題
 - (7) 会議の概要
 - (8) 会議の公開・非公開の区分
 - (9) 配付資料
 - (10) その他必要と認める事項
- 2 会議録には、発言内容等についての要点を記録し、発言者名の取り扱いについては「会長」「副会長」「委員」等職名のみ記載します。
- 3 会議録は、ホームページ等に公開します。
- 4 会議録は事務局が作成し、出席委員の確認後、会長が確定を行うこととします。
- 5 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況により、オンライン会議となった場合の会議録の取り扱いについても上記と同様とします。